

## 令和 5 年度京都府文化芸術体験機会創出事業実施業務仕様書

## 1 業務名

令和 5 年度京都府文化芸術体験創出事業実施業務

## 2 業務目的・趣旨

長引く物価高騰により各家庭における必要経費が増大している中、日本の伝統文化をはじめとする文化を深く学び、自国の文化に誇りと愛着を持てるよう文化鑑賞・文化体験機会を提供する。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日

## 4 業務内容

業務目的・主旨を踏まえ、子どもやその保護者等の鑑賞に係る経費及び本事業を対象者に宣伝するための広告宣伝費用を京都府が負担する。

## (1) 対象となる公演について

各劇場において開催する公演について、支援の対象となるものは、以下の要件を満たすこと。なお、対象となる公演は各劇場において選定すること。

ア 代表者が明確に定められ、舞台芸術公演を適切に企画・実施できる団体等  
イ アの規定にかかわらず、上演内容が、次の各号に該当する場合は、支援の対象としない。

(ア) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の会員のみに限られる活動

(イ) 教育機関における教育活動（部活動を含む）

※ただし、大学生による任意団体は対象とする。

(ウ) 政治的・宗教的な宣伝意図を有する活動

(エ) 慈善事業への寄付を目的として行われる活動

(オ) 国や京都府の他の補助金の交付を受ける公演

## (2) 本委託事業で計上できる経費

本事業で選定した公演を実施するにあたり、受託者が管理運営する劇場において発生する経費で、別表 1 に定めるもの。

別表1 委託料に計上可能な経費

区 分	経費の内容	留意事項
チケット料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもと同行者のチケット料金</li> <li>当該事業の対象者に対するチケット販売費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チケットやHP上に記載された料金とする。</li> <li>鑑賞する者が支払うべきチケット料金に対して充当するものであり、当初からチケット料金が無料の公演については、計上不可とする。</li> <li>計上するチケット料金が、同施設が普段実施している公演等のチケット料金と著しい乖離がある場合は、経費として認めない場合がある。</li> </ul>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、ポスター、看板などの会場サイン、各種メディアを使ったPRなどに要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、宣伝には、本事業名「令和5年度京都府文化体験機会創出事業」を記載すること。</li> </ul>
事務費	当該公演・企画の実施に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託金額の20%以内を上限とする。</li> </ul>

## 6 委託業務遂行上の留意点

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に京都府と協議の上、決定することとする。
- (2) 業務の実施に当たり、受託事業者は本業務とその他の事業との経理を明確に区分するとともに、適切に事業が執行されたことを証明する書類（収支を記載した帳簿や通帳、領収書等）を整備の上、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、会計監査院や京都府監査委員会の検査対象となる場合があるので、受託事業者は、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (4) 団体等からの問合せへの対応や連絡調整は、全て受託者が行うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、京都府と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施状況について、京都府が別途指定する期日までに報告すること。
- (7) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、契約書に記載の個人情報の保護に関する条項によること。